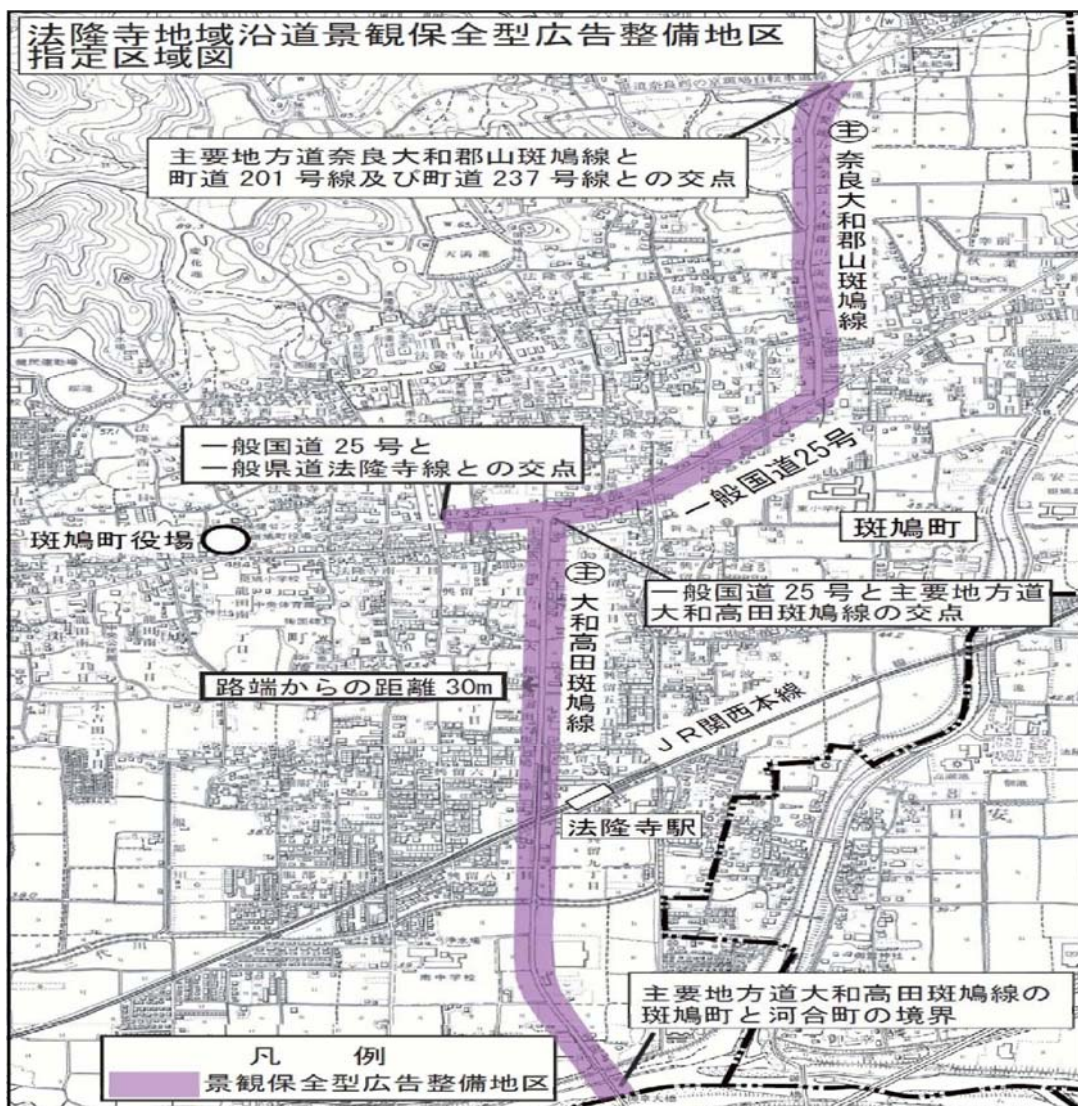


## ～法隆寺地域沿道景観保全型広告整備地区の概要～

### 《指定区域》

次に掲げる道路及びこれらの両側の路端から30メートル以内

- ・ 一般国道25号のうち一般県道法隆寺線との交点から主要地方道奈良大和郡山斑鳩線との交点までの区間
- ・ 主要地方道大和高田斑鳩線のうち一般国道25号との交点から斑鳩町と河合町の境界までの区間
- ・ 主要地方道奈良大和郡山斑鳩線のうち町道201号線及び町道237号線との交点から一般国道25号との交点までの区間



## 《広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針》

法隆寺地域沿道地区は、世界遺産「法隆寺地域の仏教建造物」へアクセスする一般国道 25 号、主要地方道大和高田斑鳩線及び主要地方道奈良大和郡山斑鳩線の沿道の区域である。これらの道路は、地域の生活道路であるとともに、西名阪自動車道から法隆寺地域へのアクセス道路であり、県内外や海外から法隆寺地域を訪れる多くの人々の玄関口として重要な役割を担っている。

主要地方道奈良大和郡山斑鳩線の沿道は、自然景観、田園景観及び歴史的景観が一体となった優れた景観を形成しており、「古都・奈良」を代表する景観である。主要地方道大和高田斑鳩線の沿道は、大和川の水辺景観、田園景観及び市街地景観を形成している。一般国道 25 号は県北部を東西に連絡する主要幹線道路であり、市街地景観を形成している。

これらの沿道の一部においては、周辺景観に雑然とした印象を与える広告物や周辺景観と不調和な建築物が存在する等の課題があり、これらの課題に対応し世界遺産の玄関口にふさわしい景観づくりが必要となっている。

このような地域での景観づくりの一環として、法隆寺地域沿道地区を景観保全型広告整備地区に指定し、良好な広告景観づくりを推進しようとするものである。

### 1. 広告景観づくりに関する基本構想

世界遺産である法隆寺地域へのアクセス道路の沿道景観は、県内外や海外からこの地を訪れる多くの人々の目にふれ、世界遺産に対する印象を左右することから、奈良県の景観形成上、最も重要な景観の一つである。

そのため、世界遺産の玄関口としてふさわしい風格のある歴史的な景観づくりを基本とし、法隆寺地域を訪れる人々を心地よく迎える、「古都・奈良」のイメージが醸成されるよう、奈良県景観計画（平成 21 年 5 月奈良県告示第 40 号）と連動しながら沿道の建築物等と一体となった美しく風格のある広告景観づくりを図る。

### 2. 広告景観づくりに関する基本事項

#### ・人々を心地よく迎えるゆとりある空間の創出

世界遺産の玄関口として、すっきりとした開放感のある広告景観づくりを図るため、屋外広告物の高さが適度なものとなるようにするとともに、雑然とした広告景観とならないよう掲出の抑制を行う。

#### ・「古都・奈良」のイメージを醸成する落ち着いた空間の創出

世界遺産とその周辺の街並みを目的にこの地を訪れる人々にとって奈良県の歴史的風土を印象づけるような落ち着いた空間の創出を図るため、周辺の優れた景観資源が映え、かつ、建築物、工作物、自動販売機等の多様な景観要素が調和するよう、色彩への配慮及び照明等の使用の抑制を行う。

《広告物等の表示の方法に関する事項》

全 広 告 物	色彩	<p>1 屋外広告物の地色は、次の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和に配慮すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.0R(10RP)～9.9Y</td> <td>—</td> <td>8.0以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>—</td> <td>6.0以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>使用可</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地色とは、文字以外の部分をさす。                  ※地色の面積の1/3未満の面積で用いる色彩には制限はないものとする。</p> <p>2 多くの色彩やアクセント色を用いる場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮すること。</p>	色相	明度	彩度	備考	0.0R(10RP)～9.9Y	—	8.0以下		上記以外の色相	—	6.0以下		無彩色	—	0	使用可
	色相	明度	彩度	備考														
0.0R(10RP)～9.9Y	—	8.0以下																
上記以外の色相	—	6.0以下																
無彩色	—	0	使用可															
照明	イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものについては、点滅しないものに限ること。																	
屋上広告物	設置しないこと。																	
広告塔	<p>1 地上から広告物の上端までの高さは10m以下であること。</p> <p>2 自家用以外の広告物については設置しないこと。</p>																	
建植広告物	自家用以外の広告物については設置しないこと。																	
旗、のぼり	道路の路肩から5m以内に設置する場合は、相互の間隔を5m以上とすること。(3本以下の場合を除く。)																	

《指定年月日》

平成21年10月30日（効力の発生する日 平成21年11月1日）